

公益社団法人長野県私学教育協会地域社会教育活動等事業助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人長野県私学教育協会（以下「協会」という。）定款第4条第4項に掲げる事業のうち、長野県内の私立学校関係団体（以下「私学団体」という。）が実施する地域社会教育活動事業等に要する経費の一部を助成する地域社会教育活動事業等助成金（以下「助成金」という。）の交付について、公益社団法人長野県私学教育協会助成金等交付規程に定めるほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(助成対象)

第2条 助成の対象者は、次に掲げる私学団体とする。

- (1) 一般社団法人長野県私立短期大学協会
- (2) 長野県私立中学高等学校協会
- (3) 一般社団法人長野県私立幼稚園協会
- (4) 一般社団法人長野県専修学校各種学校連合会
- (5) その他理事長が必要と認める私学団体

2 助成の対象となる事業は、前項に掲げる私学団体が実施する地域社会教育活動事業等で、協会が財政的支援を行うことが適当と認める事業とする。

3 地域社会教育活動事業等とは、私学団体が実施する公益事業とし、当該団体の会員以外も対象とした研修事業、広報事業、イベント等とする。

(助成対象経費)

第3条 助成の対象となる経費は、地域社会教育活動事業等の実施に要した経費のうち、会場費（設営・撤去費を含む）、報償費（講師謝金等）、交通費、通信運搬費（資料発送費）、印刷費（資料・報告書作成費等）及び会議費（企画運営費）、委託費（運営委託・資料等作成委託等）とする。

2 前項に定める経費のほか、地域社会教育活動事業等を実施するうえで、理事長が特に必要と認める経費は、対象経費とすることができる。

(助成金額)

第4条 助成金の額は、必要経費の範囲内とするが、懇親会等飲食を伴う経費（実行委員等の昼食、茶菓等の費用は除く。）は対象としない。

(申請手続)

第5条 助成金を受けようとする者は（以下「申請者」という。）は助成金交付申請書（別記第1号様式）を理事長に提出するものとする。

2 前項の申請にあたっては、次の書類を添付するものとする。

- (1) 事業内容を明らかにした事業実施計画書（別記第2号様式）
- (2) 経費区分を明らかにした事業収支予算書（別記第3号様式）

(3) その他、理事長が必要と認める書類

(助成金の交付決定)

第6条 理事長は、前条の規定により提出された申請書の内容を審査し、適当と認めるときは、助成金の交付を決定する。

2 理事長は、前項に基づき助成金の交付を決定したときは、申請者に通知する。

(助成金の交付)

第7条 理事長は、助成金の交付を決定した後、申請者が助成金請求書（別記第4号様式）を提出したときは、助成金を交付するものとする。

(助成事業の実施)

第8条 申請者は、助成を受ける事業（以下「助成事業という。」について、助成金交付年度の4月1日から翌年3月31日までの間に完了しなければならない。

(帳簿等の整備保存)

第9条 申請者は、助成事業に関する帳簿及び証拠書類を整備し、完了した日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(実績報告)

第10条 申請者は、助成事業を完了したときは、速やかに実績報告書（別記第5号様式）を理事長に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書の提出にあつたては、次の書類を添付するものとする。

(1) 経費区分を明らかにした事業収支決算書（別記第6号様式）

(2) その他、事業実施内容が明らかになる資料（印刷物等）

(助成金額の確定及び清算)

第11条 理事長は、前条の規定により提出された実績報告書の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、助成事業の実施結果が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、申請者に通知する。

2 理事長は、第7条に基づく助成金の交付額が前項の確定額を超えるときは、その超える部分の助成金を返還させるものとする。

(交付決定の取消し)

第12条 理事長は、次の各号の一に該当する場合には、助成金交付決定の全部又は一部を取消し又は変更することができる。

(1) 公益社団法人長野県私学教育協会助成金等交付規程及びこの要綱又は助成金交付決定の内容及び条件に違反した場合

(2) 申請者が、助成事業に関して、不正又は不適切な行為を行った場合

2 前項の規定により交付決定の全部又は一部を取消した場合において、既に当該取消しに係る部分について助成金が交付されているときは、期限を付して当該助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

(違約加算金及び延滞金)

第 13 条 申請者は、助成金の交付を受けた後、助成金の返還を求められたときは、当該助成金の受領の日から返還の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき、年 14 パーセントの割合で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を協会に納付しなければならない。

2 申請者は、助成金の返還を納期日までに行なわなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年 14 パーセントの割合で計算した延滞金（100 円未満の場合は除く。）を社団に納付しなければならない。

3 理事長は、前 2 項の場合においてやむを得ない事由があると認めるときは、違約加算金及び延滞金を免除することができる。

附 則

(施行日)

この要綱は、平成 24 年 6 月 22 日から施行する。ただし、助成対象とする事業については、平成 24 年 4 月 1 日以降に実施した事業も対象とする。

この要綱は、公益社団法人長野県私学教育協会定款の施行の日から施行する。

(平成 25. 4. 1) (平成 25 年 2 月 7 日議決)